

島根県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

(福祉サービス)

第1条 島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領(以下「要領」という。)第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉事業として提供されるすべての事業（但し、社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）
- (2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべての事業

(資格等)

第2条 要領第2条第4号に規定する評価調査者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 「所属」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者、委託等の年間契約を結び評価業務を実施する者、又は評価機関の会員等として登録されている者であって、評価機関の指揮監督の下に評価調査に従事し、かつ、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を交付されていることをいう。
- (2) 「組織運営管理業務」とは、常勤職員が10人以上の法人組織を管理・統括する業務をいう。
- (3) 「同等の能力を有する者」とは、公認会計士、弁護士、税理士等組織運営管理に関し専門的な資格を有する者又は、経営相談、経営指導等に3年以上携わった経験を有する者をいう。
- (4) 「福祉、保健、医療分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
 - ア 保健分野 保健師
 - イ 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士
 - ウ 福祉分野 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - エ アからウまでのほか、県がこれと同程度と認める資格を有する者
- (5) 「学識経験者」とは、大学、短大、専門学校等で社会福祉、医療又は保健に関する教育、研究を行う者をいう。
- (6) 「これと同程度の福祉サービスに関する知識を有する者」とは、福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する者をいう。

(公開)

第3条 要領第2条第6号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

(認証・更新申請書)

第4条 要領第3条第1項の申請又は要領第5条の更新申請を行おうとする者は、認証（更新）申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、島根県知事に提出する。

- (1) 定款又は寄付行為等の写
- (2) 法人登記簿謄本

- (3) 法人の事業計画又は事業概要の分かる書面
- (4) 直近の予算書及び決算書
- (5) 第三者評価実施に当たっての基本理念及び評価の実施方法に関する規程
- (6) 倫理規程
- (7) 守秘義務に関する規程
- (8) 料金表
- (9) 評価調査者の一覧表（様式第2号）
- (10) 誓約書(様式第3号)
- (11) 苦情解決体制の概要
- (12) 評価事業の実績

(評価機関と特別な関係にある事業者)

第5条 要領第6条第1号に規定する「評価機関と特別な関係にある事業者」とは、評価機関との間で、出資等により意思決定に関与可能であるか、又は直近3年間の間に、寄付金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務等の委託契約等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設をいう。

(評価を実施した事業者の事業に関係)

第6条 要領第6条第2号に規定する「評価を実施した事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設又は事業所との間で、出資、寄付金の授受、経営コンサルタント又は会計事務等の委託契約等を行うこと。

(役員が関係する事業者)

第7条 要領第6条第3号に規定する「役員が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、所属とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の役員が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
- (2) 評価機関の役員の4親等以内の親族が、現在役員である法人が経営するすべての施設又は事業所
- (3) 評価機関の役員の4親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所（当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が有する他の施設、事業所を含む。）

2 県は、評価機関と事業者の間に利害関係の存するおそれが実質的でないことと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(評価調査者が関係する事業者)

第8条 要領第6条第5号に規定する「評価調査者が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、所属とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

- (1) 評価調査者が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在役員である法人が経営するすべての施設又は事業所
- (3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所（当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設又は事業所を経営する法人が

有する他の施設又は事業所を含む。)

(4) 評価調査者との間で、直近3年間の間に、寄付金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務委託等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設

2 県は、評価調査者と事業者の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(変更届出書)

第9条 要領第7条に規定する「認定申請を行った内容の主要な変更」とは、認定申請書記載事項及び第4条第1号、第2号、第5号から第9号及び第11号に規定する事項に関する変更とし、変更届出書(様式第4号)により届け出るものとする。

(認証の取消)

第10条 要領第9条第1項第3号に規定する「不正な行為」とは、概ね次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。
- (3) 守秘義務に反すること。
- (4) サービス利用者や評価を受審した事業者又はその職員の人権を侵害すること。
- (5) 法令に違反する行為を行うこと。
- (6) その他社会通念上不正と認められる行為を行うこと。

(公表する事項)

第11条 要領第10条の規定に基づき公表する事項は、認証又は取消の別、主たる事務所の所在地、評価機関名、代表者氏名、認証又は取消の年月日、評価を行う事業の種類、取消にあってはその事由及びその他の事項とする。

附 則

この実施細則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成19年3月7日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和3年3月25日から施行する。